

## 瑞浪市制70周年記念事業基本方針

### 1. 趣旨

本市は、昭和29年4月1日に市制を施行し、令和6年度に市制70周年を迎えることから、市制70周年記念事業を実施する。先人のたゆみない努力により、受け継がれてきた自然、歴史、文化を振り返り、次世代に継承し、未来を考えるきっかけとして、節目の年を市民とともに祝う。

令和5年度にはプレイベントを実施し、継続した祝事意識を醸成することで、令和6年度より開始する第7次瑞浪市総合計画の目標の達成に向け、市民と行政が一体感を強めるきっかけとする。

### 2. 基本方針

趣旨の実現を図るため、市民との協働を深め、各種団体等との連携を重視する。また、該当事業は、周年事業の一つとして瑞浪市の発展に資する重要な役割を持つことを職員一人ひとりが認識するとともに、市の事業にあっては、費用対効果も念頭に入れながら事業を推進する。

市制70周年記念ロゴを作成し、該当事業に付すことで一層の推進を図る。また、市制70周年を記念して市勢要覧を発行する。

### 3. 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(プレイベント期間) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 4. 実施事業

基本方針のもと、市制70周年を祝う新規事業、通常事業（拡大事業を含む）を実施する。その際、冠として、市制70周年記念ロゴ及び文言を付して事業を行う。

(各種イベント、講演会、展示会、パンフレットなど)

### 5. 実施体制

全庁的に取り組む必要があるため、実施事業の企画等にあたっては、市職員で構成するプロジェクトチームを結成し、そのチームが中心となって進めていく。

市制70周年記念事業において、新規事業、通常事業の拡大事業については、庁議に諮ることとする。ただし、通常事業は、この限りではない。

6. 冠称事業

市以外の団体等が、冠称事業を実施する場合は、事前に市担当課を經由して使用申請（様式1）を行い、市の承認（様式2）を得ることとする。

7. その他

事務局は、企画政策課とする。

(様式1)

年 月 日

瑞浪市長 様

申請者  
(住所)  
(団体名等)  
(代表者氏名)  
(連絡先)  
(担当者)

瑞浪市制70周年記念冠称等使用(変更)申請書

瑞浪市制70周年記念として、冠称事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

事業名		
事業場所等		
事業概要		
全体	事業目的	
	事業効果	
	事業期間	
	事業費	
	事業費(内訳)	
計	使用する種類 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 冠称:「瑞浪市制70周年記念」など <input type="checkbox"/> ロゴマーク
	添付書類	企画書等(実施要領、パンフレット、印刷物見本等)
画	協賛団体等	

※全体計画は、添付資料のほか、任意様式による提出を可とする。

※冠称等を使用する場合は、(別記)「瑞浪市制70周年記念冠称等使用取扱規程」を確認の上、申請すること。

(様式2)

瑞企第 号  
年 月 日

様

瑞浪市長

瑞浪市制70周年記念冠称等使用(変更)承認書

年 月 日付けで申請のありました瑞浪市制70周年記念冠称等使用(変更)について、下記のとおり冠称事業として実施することを承認します。

記

事業名	
事業期間	
承認番号	

※申請書の内容どおりに使用すること。

※(別記)「瑞浪市制70周年記念冠称等使用取扱規程」を遵守すること。

(別記) 瑞浪市制70周年記念冠称等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「瑞浪市制70周年記念基本方針 6. 冠称事業」に記載する申請にあたり、具体的な取扱い及び瑞浪市制70周年記念ロゴマーク（以下、「70周年ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(冠称及び70周年ロゴ)

第2条 冠称の文言は、次の例による。

例：瑞浪市制70周年、瑞浪市制70周年記念、瑞浪市制70周年記念事業  
（漢数字での使用も差し支えない。）

2 70周年ロゴの図柄は、別図のとおりとする。

(著作権)

第3条 70周年ロゴの著作権は、市に属する。

(使用できる者)

第4条 冠称及び70周年ロゴ（以下、「冠称等」という。）を使用できる者は、趣旨に賛同し、規程に沿った手続きを行う個人、企業及び団体とする。

(使用料等)

第5条 冠称等の使用料は、無料とする。

2 冠称等の使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用可能期間)

第6条 冠称等は令和5年度、令和6年度に実施する事業について使用し、使用可能期間は、令和7年3月31日までとする。

(使用承認申請)

第7条 冠称等を使用する場合には、あらかじめ「瑞浪市制70周年記念冠称等使用（変更）申請書」（様式1）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、次の各号に該当しないことを確認し、使用を承認することができる。

- (1) 市や70周年ロゴの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認するとき、又はそのような誤解を与えるおそれのあるとき。
  - (5) その他、市長が不相当と認めたとき。
- 3 前項の承認は、「瑞浪市制70周年記念冠称等使用（変更）承認書」（様式2）をもって行う。

（使用上の遵守事項）

- 第8条 冠称等の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 前条第3項又は次条第2項に基づき承認された用途のみに使用すること。
  - (2) 令和5年度に冠称を使用する場合は、冠称の使用に加え、「令和6年度」や「2024」等の文言を付すなど、瑞浪市制70周年が令和6年度であることを明確に記載すること。なお、令和6年度に文言を付すことについても差し支えない。
  - (3) 冠称等が使用された完成品等を使用開始前に提出すること。ただし、提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
  - (4) 70周年ロゴにおいて、色、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、黒色単色での使用は可とする。

（承認内容の変更）

- 第9条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「瑞浪市制70周年記念冠称等使用（変更）申請書」（様式1）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、第7条第2項及び第3項を準用する。

（違反等に対する取扱い）

- 第10条 使用者が、第8条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責任を負わない。
- 2 使用者が冠称等の使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市は損害賠償その他一切の責任を負わない。

（その他）

- 第11条 この規程に定めるもののほか、冠称等の取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

別図（第2条関係）



〈参考〉  
（使用例）

